

職務内容書（理事長）

独立行政法人国立病院機構 理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国140病院、約5万床を運営し、約8万人の職員を有する我が国有数の病院事業の法人です。

機構は、我が国の医療政策の推進に貢献するとともに、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある分野（以下「セーフティネット分野」という。）の医療や、災害及び新興感染症など国の危機管理に際して求められる医療の提供などの役割を果たすため、地域医療構想に基づく医療提供体制の構築や、診療報酬改定及び各種施策等を踏まえた安定的な経営基盤の確立、そして医療の質の向上と安心・安全な医療の提供など、行政及び国民の求めや期待に的確に応え、これを継続・発展させていくことが求められています。

機構の理事長は、厚生労働大臣が定める中期目標を達成するため、140の病院で構成される機構の運営全般に関する業務及び機構の管理に関する業務を総括する者であり、医療の提供及び医業経営についての高度な知識と経験のほか、大規模組織の管理・運営に関するマネジメントを的確に行うことが求められます。また、職員に対して機構の目指すべき方向性を示し、その目的を共有し、業務を適切に実施していくことにより、国民の信頼を引き続き確保していくとともに、機構の更なる改革に取り組むことができる強いリーダーシップと能力がある人材を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立病院機構

（法人の業務概要）

当機構は、平成16年4月に設立された独立行政法人であり、医療の提供、医療に関する調査及び研究、並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。

主な業務内容は以下のとおりです。

- （1）地域から求められる医療、重症心身障害や筋ジストロフィーなどのセーフティネット分野の医療、国の危機管理に際して求められる医療等の安定的かつ継続的な提供
- （2）EBM（根拠に基づいた医療）推進のための大規模臨床研究や診療情報の収集・分析と情報発信等の実施
- （3）質の高い医療従事者の育成や地域医療に貢献する研修の実施

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

（任期5年：令和6年4月1日～令和11年3月31日）

3. 職務内容

○理事長は、独立行政法人を代表し、以下の業務を総理する。

- （1）医療を提供すること。
- （2）医療に関する調査及び研究を行うこと。
- （3）医療に関する技術者の研修を行うこと。
- （4）前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

具体的には以下のとおりです。

（ア）医療の提供

- ・ 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、地域に求められる医療に貢献する。
- ・ 災害や新興感染症の発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、中核的な機関としての機能の充実・強化を図るとともに、セーフティネット分野の医療については、引き続き我が国における中心的な役割を果たす。

- ・ 医療DXによる業務の効率化など、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施する。

(イ) 臨床研究

- ・ 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に取り組むとともに、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースの運用などにより、臨床疫学研究を推進する。

(ウ) 教育研修

- ・ 機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 機構が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 8万人規模の組織を管理することに鑑み、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の十分な管理経験を有していること。
- ・ 民間企業や国、地方公共団体、関係機関等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本部（東京都目黒区東が丘2-5-21）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約2,300万円（地域手当、業績年俸を含む。）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：厚生労働省第二共済組合（健康保険、厚生年金に相当）に加入、健康診断（年1回）
- ・ 危機管理：地震等発生時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考します。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）

③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類等

- ① 履歴書（JIS規格の履歴書に写真を添付すること。）
- ② 自己アピール文書（A4横書き、12ポイントで2枚以内。自らの知識・経験を当機構での職務にどのように活かしていくか、自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。）

(2) 応募先

（郵送（親展）又は直接持参する場合）

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省 医政局 医療経営支援課 医療独立行政法人支援室

※郵送の場合、封筒の表に「独立行政法人国立病院機構理事長応募」と朱書きすること。

（メールの場合） ※担当者：菊池

kikuchi-yasunori@mhlw.go.jp

※メールの場合、上記のアドレスに送信した上で、メールが届いたかどうか下記「8」の問い合わせ先に電話で確認すること。

(3) 応募期限

令和6年1月18日（木）必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法又は独立行政法人国立病院機構法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできません。また、理事長は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事

業に従事してはならない。

○ 独立行政法人国立病院機構法

(役員の特格条項の特例)

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

8. 問合せ先

厚生労働省 医政局 医療経営支援課 医療独立行政法人支援室（菊池）

電話 03-5253-1111（内線：2632）

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html